四法料金概要一覧表

(不正競争防止法の一部を改正する法律の平成31年4月1日からの一部施行に伴って変更)

鈴木正次特許事務所

2022年4月1日以降

| | | | | | 2022年4月1日50年 |
|---|--------|---|--|---------------------------------------|---|
| | | 特許法 (発明の保護) | 実用新案法 (小発明の保護) | 意匠法 (デザイン保護) | 商標法 (商標の保護) |
| 出願前先願調査 | | 1時間約1万円/1日約3万 円 (事件によって異なる) | 1時間約1万円/1日約3万 円 (事件によって異なる) | 1時間約1万円/ 1日約3万円 (事件によって 異なる) | 1件1分類約1.5万円 (図形商標:約2.5万円) |
| 出願時 (n= 請求項 の数) | 印紙代 | 14,000円 | 14,000円 | 16,000円 | 1区分目:12,000円 2区分目以降: 区分数×8,600円 |
| | 手数料 | 170,000+{(n-1)×10,000}円 | 170,000+{(n-1)×10,000}円 | 80,000円 | 1区分目:60,000円 2区分目以降: 区分数×40,000円 |
| 審査請求 時 (H31.4.1 <u>以降の特許</u> 審査請求 時 (H31.3.31 以前の特許 | 印紙代 | 138,000+(n×4,000)円 | ※評価書の請求 印紙:42,000+(n×1,000)円 手数料:10,000円 | | |
| | 手数料 | 10,000円 | | | |
| | 印紙代 | 118,000+(n×4,000)円 | | | |
| | 手数料 | 10,000円 | | | |
| 登録査定時成功報酬 (nは、請求項の数) | | 100,000+{(n-1)×10,000}円 | (H6.1.1以降廃止。) | 65,000円 | 1区分目:40,000円 2区分目以降: 区分数×31,000円 (他の費用体系有) |
| 特許料 (印紙代)は H16.4.1 以降に 審査きさ 世界 (H16.3.31 まで査きさ 世末と 世末と で査まさ で査まさ で査まさ でする したと でする したと でする でする でする でする でする でする でする でする でする でする | 1~3年 | 1年毎4,300+(n×300)円 〈一年毎10,300+(n×900)円〉 | 1年毎2,100+(n×100)円 | 1年毎8,500円 | 10年分一括 32,900円 |
| | 4~6年 | 同上10,300+(n×800)円 〈同上16,100+(n×1,300)円〉 | 同上6,100+(n×300)円 | | (多区分の場合、区分数を乗じて総額算出) |
| | 7~9年 | 同上 24,800+(n×1,900)円 〈同上32,200+(n×2,500)円〉 | 7~10年 同上18,100+(n×900)円 | 4~20年 同上16,900円 | |
| | 10~25年 | 同上 59,400+(n×4,600)円 〈同上64,400+(n×5,000)円〉 | | | |
| 納付の手数 (1回の納付 | | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 |
| フの仏の曲 | ш | | | | |

その他の費用

- ・明細書作成費用:7,000円/1ページ(特許・実用新案のみ)・図面作成費用:5,000円/1ページ(特許・実用新案のみ)
- ・意匠の図面、写真作成費用:実費
- ・意見書・補正書作成費用:50,000円(四法共通)(難易度に応じて増減あり)
- ・拒絶査定に対する審判請求(印紙代は無効審判と同じ。特許・意匠・商標のみ)

手数料:190,000円(他に成功報酬あり)

•異議申立

特許 印紙代 特許:16,500円+(n×2,400円)

手数料 特許無効審判の手数料を参考にして、相談により決めさせていただきます。

商標 印紙代 商標:3,000円+(区分数×8,000円)

手数料 商標登録無効審判の手数料を参考にして、相談により決めさせていただきます。

•無効審判請求

印紙代 特許·実用新案:49,500円+(n×5,500円) 意匠:55,000円

商標:15,000円+(区分数×40,000円)

手数料:250,000円(同額の成功報酬あり。)

· 商標権存続期間更新申請

印紙代 10年間分:43,600円×区分数

5年ずつ分割納付:22,800円×区分数

手数料:30,000円

・中小企業に適用される減免制度

特許法に定める中小企業に該当する場合、審査請求料と特許料(1~10年分)が上記の半額になります。

- ※ その他費用につきましては、個別にお尋ね下さい。
- 又、必要に応じて、それぞれの手続をする前に費用見積りを致しますので、お申し付け下さい。
- ★上記金額は、当所標準額です。具体的には、着手時の契約で決めさせて頂きます。